

令和6年度新規拡充事業について

- 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業【新規】
- 医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業【新規】
- 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等訪問看護事業【拡充】
- 障害児通所支援事業所整備費等補助事業【新規】

障害福祉課

医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業の概要

・ 目的

民間事業所に配置されている医療的ケア児等コーディネーター（※）の地域における活動の定着を促進するため。

（※）医療的ケア児等コーディネーターは、養成研修を受講し、医療的ケア児の支援を総合調整する、並びに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。

・ 事業内容

サービス等利用計画策定前の業務に係る経費の一部の補助を行う。

・ 事業費

160千円

2

補助対象経費

- ・ 退院時カンファレンス参加経費
- ・ 在宅移行支援に係る連絡調整業務
- ・ 基本相談業務
- ・ 個別支援会議参加経費
- ・ 個別支援に係るスーパーバイズ

医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業の概要

・ 目的

医療的ケア児や重症心身障害児への支援を行う放課後等デイサービスの安定した運営継続を支援するため。

・ 事業内容

医療的ケア児及び重症心身障害児の支援を行う放課後等デイサービス事業所の 看護職員加配に伴う人件費の補助を行う。

・ 事業費

5,400千円

3

重症心身障害児を通わせる事業所の人員基準

職種

- ・ 管理者
- ・ 児童発達支援管理責任者
- ・ 児童指導員又は保育士
- ・ 機能訓練担当職員
- ・ 看護職員
- ・ 嘱託医

1人以上
を配置



加配分に対して人件費の補助を行う

看護職員の配置

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等訪問看護事業の概要

・ 目的

自宅や学校等に看護師を派遣し、医療的ケアや療養上の行為（食事介助、排泄介助、体位交換等）を行い、家族の休養等による負担軽減を支援するため。

・ 事業内容

- ・ 看護師の訪問先として自宅以外に学校等（※）を追加する。
- ・ 年間144時間、1回あたり2～4時間まで利用可能。

（※）学校等・・・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

・ 事業費

1,260千円

現在の制度

- 訪問先は **自宅のみ**
- 回数：年間144時間まで
- 時間：1回あたり2～4時間まで



拡充内容

- 訪問先に **学校等を追加する**
- 利用回数・時間は **変更なし**

障害児通所支援事業所整備費等補助事業の概要

・ 目的

重症心身障害児を通わせる事業所の開設を支援するため。その他、送迎用バスの児童の安全確保及び災害時の電源確保を推進するため。

・ 事業内容

障害児通所支援事業所を支援する補助を行う。

- ・ 重症心身障害児対応の事業所開設までの家賃補助（3か月分）
- ・ 新規開設事業所の送迎用バス安全装置補助
- ・ 災害時使用発電機補助

・ 事業費

1,450千円

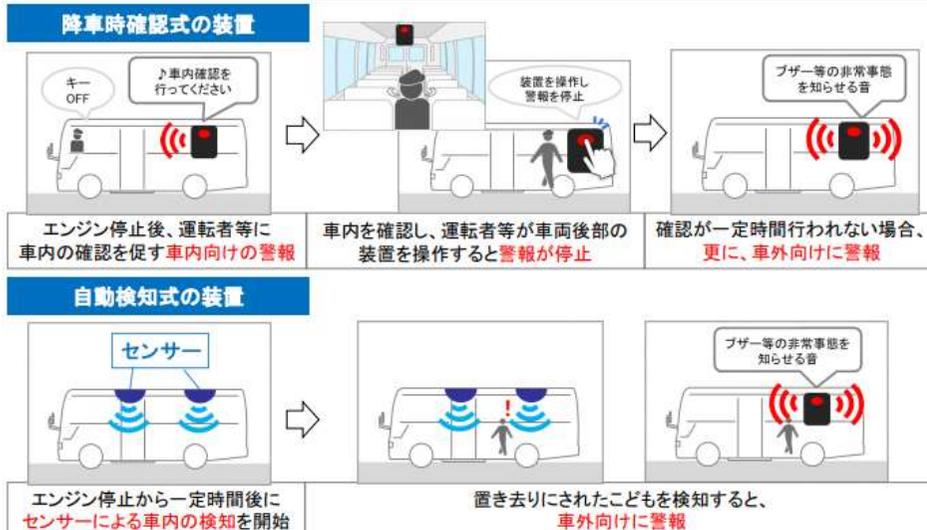


発電機（ガソリン式）

<送迎バス安全装置の概要>

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置 国土交通省

- ・ 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- ・ 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。



国土交通省HP ガイドライン概要より